

# 教組米沢

## Newsletter

米沢市教職員組合

〒992-0039 米沢市門東町 2-3-27  
米沢教育と文化の会館  
TEL (0238) 23-1542  
FAX (0238) 23-1560  
HP : <https://yonezawa-tu.jp/>  
Mail : [ytuandztu@lemon.plala.or.jp](mailto:ytuandztu@lemon.plala.or.jp)

2023年 10月 2日 第34号

**“定年前に退職すると 退職金を大きく減らす！”**

## 県教委が退職勧奨廃止で「おどし」

県教委は9月26日、来年度から「申し出による退職勧奨を行わない」とした通知を市町村教育委員会に発出しました。

これまでは、勤続11年以上の教職員が12月までに退職を申し出た場合、原則として「退職勧奨扱い」となり、特に勤続25年以上は、定年退職と同じ退職金の計算が適用されていました。（金額は勤務年数によるので、もちろん若干は少なくなります）

今回の通知は、たとえ58歳・59歳など定年間際であっても、すべて「自己都合退職」として扱い、退職金も大幅に減額する、というものです。

### 定年前退職への「おどし」！

県教委は今回の通知の理由として、「教職員不足のなかで、退職を勧奨することができないから」としています。

しかし定年前退職の理由は様々で、病気などの身体事情、介護などの家庭事情、配偶者の転勤など、本人の意思ではなく、やむを得ず定年前に退職する先生も相当いることも事実です。

そうした事情を考慮せず、教職員が不足しているからと、退職金の大幅な減額を持ち出して定年前退職を抑制しようとすることは、県教委が「おどし」をかけているとしか思えません。

### 教職員だけを差別！ ～ 一般の行政職は「今まで通り」

さらに許せないのは、今回の「申し出による退職勧奨の廃止」の対象は、教員と事務職員だけであり、他の一般の県職員（行政、警察、病院など）は今まで通り退職勧奨を継続することです。明らかな教職員への差別的対応であり、絶対に容認できません。

### 退職金500万円の大減額！

今回、定年前退職をすべて「自己都合退職」とすることで、退職金は勤続30年で約500万円、定年1年前での退職でも約300万円の大減額になります。

教職員の生活を守るために 組合に結集しましょう

## 退職手当の算出方法

$$\text{退職日の給料月額} \times \text{勤務期間による支給割合} + \text{調整額}$$

### 「山形県職員等に対する退職手当支給条例」

#### 第4条

##### ○ 自己の都合により退職した者の退職手当

退職の日におけるその者の給料の月額（略）に、その者の勤務期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

#### 第5条

##### ○ 11年以上25年未満の期間勤続し定年退職、または勸奨を受けて退職した者の退職手当

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

#### 第6条

##### ○ 定数の減少若しくは組織の改廃により退職した者

##### ○ 公務上の傷病若しくは死亡により退職した者

##### ○ 25年以上勤続して定年退職した者、または勸奨を受けて退職した者

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

### 「退職勸奨」についての経過

かつて公務員には「定年」がありませんでした。おおむね50歳頃にまず「意向打診」があり、また50歳代に「退職勸奨」が行われ、勸奨を受諾して退職する、ということになっていました。勸奨を断り勤務を続けることも可能で、そのため当時は年金も55歳から支給されていました。

1980年代に入り、中曽根内閣による「臨調・行革」の嵐が吹き荒れる中、公務員の賃金と退職金を大きく削減する攻撃が行われ、「定年制」と「退職金削減」がセットで強行されました。こうして60歳定年制が実施されたのが1985年（昭和60年）です。

この政府の攻撃に対し、全国の教職員組合は各県当局と交渉を行い、長期勤続者は定年前であってもこれまでの勸奨扱いを残すことで当局と合意してきました。

「退職金は給与の後払い」です。今回の山形県教委の突然の通知は、こうした経過を一切無視する一方的なものであり、断じて許すことはできません。

今までの12月までの

来年度からは、定年1年前でも

「申し出による退職勧奨」は

全部ここ

退職手当支給率早見表

勤続年数	第4条(自己都合等)			第5条(勸奨等)		第6条(定年、勸奨等)		勤続年数
	自己都合	公務外傷病 会計年度任用職員 の任期終了	10年以下勤続	11年以上25年未満勤続		整理 公務上死亡 公務上傷病 応募認定(組織 改廃等)	25年以上勤続	
			定年 勸奨 応募認定(年齢 構成適正化) 通勤災害傷病 任期終了 公務外死亡 事務都合	定年 勸奨 応募認定(年齢構成適正化) 通勤災害傷病 任期終了 公務外死亡 事務都合			定年 勸奨 応募認定(年齢構 成適正化) 通勤災害傷病 任期終了 公務外死亡 事務都合	
1	0.5022	0.837	0.837			1.2555(3.6a)		1
2	1.0044	1.674	1.674			2.511(4.5a)		2
3	1.5066	2.511	2.511			3.7665(5.4a)		3
4	2.0088	3.348	3.348			5.022(5.4a)		4
5	2.5110	4.185	4.185			6.2775		5
6	3.0132	5.022	5.022			7.5330		6
7	3.5154	5.859	5.859			8.7885		7
8	4.0176	6.696	6.696			10.0440		8
9	4.5198	7.533	7.533			11.2995		9
10	5.0220	8.370	8.37			12.5550		10
11	7.43256	9.2907			11.613375	13.93605		11
12	8.16912	10.2114			12.764250	15.31710		12
13	8.90568	11.1321			13.915125	16.69815		13
14	9.64224	12.0528			15.066000	18.07920		14
15	10.37880	12.9735			16.216875	19.46025		15
16	12.88143	14.3127			17.890875	20.84130		16
17	14.08671	15.6519			19.564875	22.22235		17
18	15.29199	16.9911			21.238875	23.60340		18
19	16.49727	18.3303			22.912875	24.98445		19
20	19.6695	19.6695			24.586875	26.36550		20
21	21.3435	21.3435			26.260875	27.74655		21
22	23.0175	23.0175			27.934875	29.12760		22
23	24.6915	24.6915			29.608875	30.50865		23
24	26.3655	26.3655			31.282875	31.88970		24
25	28.0395	28.0395				33.27075	33.27075	25
26	29.3787	29.3787				34.77735	34.77735	26
27	30.7179	30.7179				36.28395	36.28395	27
28	32.0571	32.0571				37.79055	37.79055	28
29	33.3963	33.3963				39.29715	39.29715	29
30	34.7355	34.7355				40.80375	40.80375	30
31	35.7399	35.7399				42.31035	42.31035	31
32	36.7443	36.7443				43.81695	43.81695	32
33	37.7487	37.7487				45.32355	45.32355	33
34	38.7531	38.7531				46.83015	46.83015	34
35	39.7575	39.7575				47.709	47.709	35
36	40.7619	40.7619				47.709	47.709	36
37	41.7663	41.7663				47.709	47.709	37
38	42.7707	42.7707				47.709	47.709	38
39	43.7751	43.7751				47.709	47.709	39
40	44.7795	44.7795				47.709	47.709	40
41	45.7839	45.7839				47.709	47.709	41
42	46.7883	46.7883				47.709	47.709	42
43	47.709	47.709				47.709	47.709	43
44	47.709	47.709				47.709	47.709	44
45	47.709	47.709				47.709	47.709	45

件名

## 山教組 緊急職場回覧

### すべての教職員のみなさまへ

県教育長より各地教委教育長並びに教育事務所長、県立学校長宛に「令和5年度の教職員に対する退職勧奨について」の通知が発出されました。これによると昭和60年12月16日付学第365教育長通知については廃止とし、令和6年度より当分の間、教職員の申出による退職勧奨は行わないとしています。

教職員の新陳代謝を図る制度目的のもと実施してきた「退職勧奨」ですが、教職員不足の状況から実施しないという内容です。

教職員組合としては日々の努力の積み上げで築いてきた指導経験を定年まで存分に生かし続けていただきたいと願っています。一方で、家族の介護や看護、配偶者等の転任に伴う家族転居など本人の意思とは別に退職を決断せざるをえない事例もあります。そうした場合、これまでの献身に報いる意味からも「退職勧奨」制度も選択肢としてありました。

教職員不足の原因は複数ありますが、根幹は2006年以降「教職員定数改善計画」が17年間にわたって見送られていることにほかなりません。また、定額働かせ放題と揶揄される「労働環境の改善」の遅延もそこに根本の原因があります。

今回の通知の問題として以下を指摘します。

- 1 退職勧奨を停止するのは義務制教職員（教員と事務職員）と、高校・特別支援学校の教員のみ
- 2 他の県職員（行政・警察・病院・研究施設等）には引き続き「退職勧奨」を継続

県教委は退職勧奨は「管理運営事項」として交渉の余地はないとしていますが、適用停止を教職員に限定されることも納得できません。したがって、私たちは「令和6年度」以降の「退職勧奨」の停止を容認できません。義務制教職員の働く権利と雇用、生活と安全を護る立場から反対し、撤回を求めて取り組んでいきたいと考えています。

全山形教職員組合執行委員会

※参考（2022年度山形支部事務職員部試算）

50歳勤続期間28年・退職時給料2級120号給 415,480円として試算すると

勧奨退職の場合の支給額 19,789,920円 自己都合退職の場合の支給額 14,773,878円

差額 約500万円

全山形教職員組合

〒990-0053 山形市薬師町2-6-15 新発見ビル2F 教育文化センター

TEL 023-608-3520 FAX023-608-3207

E-mail akri@h2.dion.ne.jp